

## 上砂川町広告物掲載の取扱いに関する基本要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、上砂川町（以下「町」という。）が作成する刊行物等への有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて基本的な事項を定め、併せて町民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 刊行物等 町が作成する広報紙、封筒又は冊子類の印刷物及び町のホームページをいう。
- (2) 広告 営業活動を行う個人又は団体の営利を目的とする宣伝並びに公共団体、公益団体、民間非営利組織（NPO）、生涯学習関係団体及びスポーツ関係団体がその目的を達成するために必要な宣伝をいう。

### (広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、町の品位を損なわないよう十分配慮するとともに、町民生活との関連性を考慮し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの
  - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
  - (4) ギャンブルに関係するもの
  - (5) 政治活動及び宗教活動に関係するもの
  - (6) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に関係するもの
  - (7) 必要以上に町民に購買意欲や射幸心をあおる内容であるもの
  - (8) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
  - (9) 求人広告に関するもの
  - (10) 売名行為及びこれに類する内容のもの
  - (11) 暴力団、その他反社会的団体が関与しているもの
  - (12) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの
- 2 広告が前項に定める要件を備えているか否かの判断は、広告の掲載ができる刊行物等を担当する課（以下「担当課」という。）の審査を経たうえで町長が行うものとする。

### (取扱基準等)

第4条 刊行物等に掲載する広告に関し、担当課は、次の各号に関する基準を別に定めるものとする。

- (1) 広告の掲載の申込み方法
- (2) 広告料の額
- (3) 広告の掲載枠の数

- (4) 広告の掲載枠の規格
- (5) 広告の掲載の場所又は位置の指定
- (6) 広告の掲載の時期、期間又は回数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載に伴い必要となる事項

(広告申込者の募集)

第5条 刊行物等に広告を掲載する申込者（以下「広告申込者」という。）の募集は、原則として町の広報紙、ホームページ等により公募するものとする。ただし、広告申込者が募集の枠に満たないときは、第3条の規定を踏まえ、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告申込者の資格)

第6条 広告申込者は、上砂川町の町税の滞納がない者でなければならない。

(広告掲載の申込)

第7条 広告申込者は、上砂川町広告掲載申込書（別記第1号様式）にて町長に提出しなければならない。

(広告主の範囲)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、銀行、その他これらに類するもの
- (2) 町内の商店、専門店、観光事業者、その他これらに類するもの
- (3) その他町長が適当と認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告は、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は第8条の順とする。

(広告主の決定)

第10条 広告の掲載の可否は、担当課の審査を経て町長が決定し、担当課は、広告の申込みを行った者に対し、広告の掲載の可否を上砂川町広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 広告申込者の数が募集した枠数を超える場合又は同一の枠に複数の広告掲載の申込みがあった場合における前項の規定による広告掲載の可否は、優先順位により決定する。この場合において、同順位の者が複数あるときは、抽選により決定する。

(広告料等の納付及び経費の負担)

第11条 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

2 版下原稿及び広告物作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第 12 条 広告主が次のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告料が納期限までに納付されなかったとき
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申し出があったとき
- (3) 第 3 条第 1 項に違反したとき

(広告掲載料の還付)

第 13 条 広告掲載後の広告料は、原則として還付しないものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(広告の掲載に伴う責任等)

第 14 条 刊行物等に掲載した広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主の責めに帰すべき事由により町に損害が発生した場合には、広告主は町に対して損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか広告掲載等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。